

公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後		
1	<p>(手数料)</p> <p>第3条 岩手県公害審査会又は知事に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>2・3 [略]</p>	[略]	<p>(手数料)</p> <p>第3条 岩手県公害審査会又は知事に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。<u>ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。</u></p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>2・3 [略]</p>	[略]
[略]				
[略]				
2	<p>(手数料)</p> <p>第3条 <u>岩手県公害審査会</u>又は知事に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 知事に対し調停若しくは仲裁の申請をする者又は法第23条の4第1項の規定による参加の申立てをする者は、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手續への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。</p>		

[略]

2・3 [略]

[略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成19年11月 1 日から施行する。